

令和2年度大阪周遊促進事業委託仕様書

1 事業名

令和2年度大阪周遊促進事業

2 事業目的

全国から大阪を訪れる方等を府内全域に誘導・周遊させるため、府域の魅力ある観光資源をつないだ周遊コースをテーマに沿って設定し、発信するとともに、楽しくめぐることができる企画（仕掛け）を実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

4 委託上限額

22,880千円（税込）

5 委託事業の内容及び提案を求める事項

（1）魅力的な周遊コースの設定

府域のエリア（北摂（三島・豊能）、北河内・中河内、南河内、泉州（泉北・泉南））毎に、地域の特徴（歴史、文化、食、特産品など）を生かしたテーマを設定し、テーマに沿った魅力ある観光資源をめぐり地域での消費につなげる周遊コースを、各エリア1コース以上設定すること。

なお、北摂エリアについては万博記念公園を、南河内エリアについては百舌鳥・古市古墳群を含めたコースを必ず設定すること。

【提案事項】

- ・大阪市域に集中する来阪旅行者の府内全域への周遊促進につながるよう、府内各エリアの魅力ある観光資源をつないだ周遊コースを提案すること。
- ・地域での消費につながるコース設定とすること。

【提案事項に対する留意点】

項目	留意点
魅力的な周遊コースの設定に関する提案	・複数のエリアをまたぐコース設定もできるものとする。 ・周遊コースは、鉄道路線やバス等公共交通機関など、観光客の移動手段を考慮して設定すること。

（2）周遊コースのプロモーションの企画・実施

（1）で作成した周遊コースを紹介するリーフレット（4色カラー・情報量はA4判8頁

以上)を日本語版及び英語版各5,000部以上作成すること。あわせてリーフレットやその他の媒体を活用した効果的なプロモーションを企画・実施すること。

【提案事項】

・来阪旅行者の府内全域への周遊促進につながるような効果的なプロモーション手法について提案すること。

【提案事項に対する留意点】

項目	留意点
周遊コースのプロモーションの企画・実施に関する提案	・WEBやオンラインでの情報発信、SNSの活用などにより、周遊コースや多様な楽しみ方を発信し、更なる誘客につながるプロモーションとすること。

(3) 周遊コースをめぐる企画(仕掛け)の実施

(1)で設定した周遊コースの効果を実証するため、大阪を訪れる方々が実際に周遊コースを楽しくめぐることができる企画(仕掛け)を実施すること。なお実施後には、成果について報告すること。

【提案事項】

・周遊コースを活用した参加型イベント等を組み込むなど、話題性があり人を惹きつける企画(仕掛け)を提案すること。
・なお企画(仕掛け)については成果目標を設定すること。

【提案事項に対する留意点】

項目	留意点
周遊コースをめぐる企画(仕掛け)の実施に関する提案	・企画の実施にあたっては参加料を徴収しても差し支えない。ただし、内容に見合った妥当な価格設定とすること。 ・企画内容は、障がい者をはじめ多くの方が参加できるものであることとし、実施時にはその旨を周知すること。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

・新型コロナウイルス感染拡大予防対策(ガイドライン)を踏まえ、大阪府コロナ追跡システムの導入や、ソーシャルディスタンスの確保など適切な処置を講じて企画すること。

(5) 業務運営体制及びスケジュールについて

・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
・府や関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。

(6) 著作権について

(1)(2)の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

※2次利用については、成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのものを市町村及び公共的団体に提供することを想定。

本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。

成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

6 委託事業の一般原則

(1) 受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

(2) 事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

(3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。

(4) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議のうえ決定することとする。

7 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後10年間保存すること。

8 委託事業の実施状況の報告

(1) 受託者は契約締結後、随時委託事業の実施状況を大阪府に報告すること。

（詳細は大阪府と協議する。）

(2) 受託者は臨時の事業実施状況等報告の求めに対し、協力すること。

9 事業完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物等の電子データ（最終版）を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）

※電子データについては、PDF ファイル、PNG ファイル、AI データ等で納品すること。（トリムマーク有無版をそれぞれ納品すること）

10 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- (4) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。